

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 7 月 1 5 日

島根県中山間地域研究センター所長 門脇 孝

1 入札に付する事項

(1) 件名

令和 7 年度 県有林立木売却（和恵県有林）

(2) 所在地

飯石郡飯南町小田 8 4 2 - 1（和恵県有林 2 4 5 林班に小班）

区域は、別紙図面のとおり

(3) 売却物件

上記県有林造林地内 立木一式

(4) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(5) 木材伐採搬出期限

令和 7 年 1 2 月 2 0 日

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(4) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(5) 島根県税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-3405 島根県飯石郡飯南町上来島 1 2 0 7 番地

島根県中山間地域研究センター〔県有林管理スタッフ〕

電話 0854-76-2302 FAX0854-76-3758

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

令和7年7月16日(水)から令和7年7月24日(木)までの間、上記(1)の場所において交付する。(交付時間は土日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分までとする。)

なお、希望する者には、交付期間中に入札説明書の電子ファイルを電子メールに添付して交付するので、法人名(法人のみ)、担当部課名、担当者名、電話番号及び返信先電子メールアドレスを明記して(1)の問合せ先まで、電話連絡の上、FAXで申し込むこと。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年7月30日(水) 午前10時から

イ 場所 島根県中山間地域研究センター 研修室2

4 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積った契約金額(消費税及び地方消費税を加算した額)の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を加算した額)の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格以上で最も高い金額をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県中山間地域研究センターに報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする

(9) 入札の取り止めまたは延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第61条の3第1項の規定により当該入札を取り止め、又は入札期日を延期することがある。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。